



家畜衛生だより



令和3年度第11号(牛) 令和3年8月発行

南部家畜防疫協議会
(公社)千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

死亡家畜の処理は適切に行ってください

死亡家畜の処理について以前も周知しましたが、死亡子牛複数頭を自己所有地へ埋却した事例がありましたので、再度周知いたします。

家畜の飼養者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「化製場等に関する法律」に従い、家畜の死体を適切に処理しなければなりません。これに違反した場合、厳しく罰せられます。家畜が死亡した際は、必ず死亡家畜の処理運搬業者へ連絡し、適切に処理してください。

※死体は自己所有地であっても、埋める・野積み等の行為は禁止されています。
(子牛でも禁止されています。)

※定期報告書で報告している「埋却地」は、家畜伝染病予防法第21条の規定に基づくもので、万一口蹄疫等が発生した場合に備えて用意するものです。

平時に死亡した牛を埋めてはいけません。

牛が死亡した際の届出について

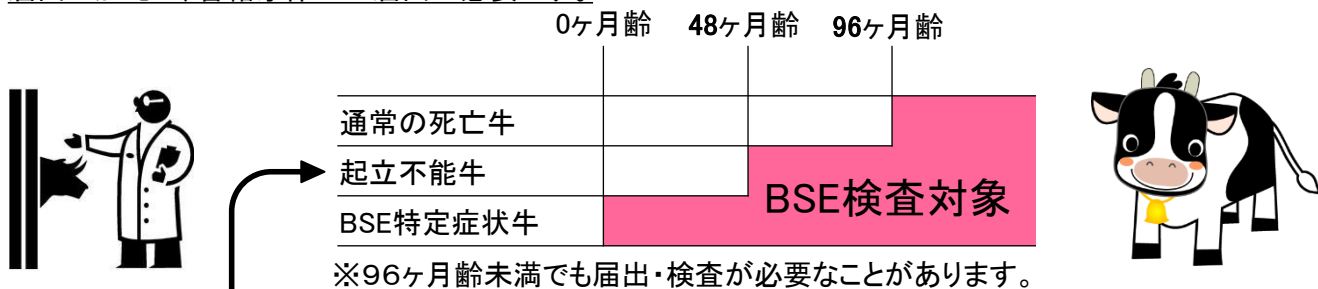
(独)家畜改良センターへ届出(電話、携帯電話、パソコン、インターネット、FAXなど)

- 届出内容
- 1 牛の個体識別番号
 - 2 死亡の年月日
 - 3 死亡牛の引き渡し先(処分先のコード番号)

※処分先のコード番号が不明な場合は、関東農政局にお問い合わせください。

96ヶ月齢以上の牛が死亡した際の届出について

〈牛海綿状脳症対策特別措置法〉96ヶ月齢以上の牛が死亡したときは上記の家畜改良センターへの届出に加えて、管轄家保への届出が必要です。



※96ヶ月齢未満でも届出・検査が必要なことがあります。

牛が起立不能や特定症状を示して死亡した場合は、診療獣医師に検査対象であるか必ず確認し、検査対象である場合は必ず死亡牛届出書を作成してもらってください。

乳熱、ダウンー症候群などで起立不能だった場合も含まれます!

獣医師の検案あり → 獣医師が
検案なし → 所有者が



管轄家保へ届出

届出内容(書面または口頭)

- 1 届出者の氏名及び住所
- 2 死亡した牛の所有者の氏名及び住所
- 3 死亡した牛の個体識別番号、性別、生年月日、月齢
- 4 牛の死体の所在地
- 5 牛が死亡した日時及び死亡時の状態
- 6 その他

南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※休日、夜間は転送されますので必ず5回以上のコールをお願いします。